別紙

Nc	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	《改正後の命令案第3条第1項第2号について》 この規定により、県が個人番号利用事務となっているものについて、個人番号カード等による 本人確認が困難な場合、県は住基ネットの都道府県サーバにアクセスし、個人番号等の確認が 可能となる、という理解でよいか。	お見込みのとおりです。	なし
2	1、命令案第五条の二第二号の後に、次の二号を追加する。 「三 交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受け、かつ当該いずれかの書類の写しの提出を受けること。 四 経由市町村長は、交付申請者が第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の写しの提出を拒んだ場合には、令第十三条第二項ただし書の規定による個人番号カードの交付の取り扱いをしないものとする。」 2、第五条の二第三号を次のとおり修正する。 「三 交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同項各号に掲げるいずれかの種類の写しの提供を経由市町村長から受けること。」を「2 経由市町村長は、交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び当該交付申請者から提出を受けた同項各号に掲げるいずれかの書類の写しを住所地市町村長に提供するものとする。」と修正する。 理由 経由市町村長を経由して個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置を明確にするため。交付申請者が第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の写しの提出を拒んだ場合の対応を明確にするため。	交付申請者が第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類を提示できない場合には、居所地経由申請方式又は勤務地等経由申請方式において個人番号カードを交付することはできません。	なし
3	第12条の2第1項において 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同 じ。)が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請者に 係る交付申請書を取りまとめることができること。 とあるが、法人と個人番号カードの申請者の関係性を制限する記述が見当たらない。 これは、雇用関係の有無は関係ないという認識でよいのか。	お見込みのとおりです。	なし
	改正案の附則第2条第3項中「同条第二号中」とあるのは,「同条第二項中」が正しいのではない のでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正します。	あり

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反 映の有無
5	1 第12条の2第1号にて、法人が2以上の申請者の申請書を取りまとめて住所地以外の市町村長を経由して提出することができるとしているが、反対である。取りまとめた法人はそれぞれの住所地にそのまま郵送すればいいだけであり、わざわざ経由地を経由する必要がない。それに、経由地市町村の窓口に大量の申請書が突然持ち込まれることになれば、通常業務が滞る。それとも、経由地市町村の職員が法人へ取りに行くことを想定しているのだろうか。最低の場合、わざわざ申請書2枚を取りに行くことになるのだが、これは税金の無駄遣いである。また、家族経営の自営業者(一般家庭と比して、市町村の対応に差をつける理由がない。)や反社会的団体のもとへ職員を出すこともあるのではないか。いずれ!にしても、際限のない対応を招きかねず、結果として、市町村の非効率な事務処理にしかならない。	勤務地等経由申請方式は、勤務地等市町村が事前に法人等と相談の上、当該勤務地等市町村の職員が法人の事務所等に出張し、当該法人の従業員等の本人確認を一括して行うことにより、交付申請書を提出する方式です。	なし
		第一条第一項第一号に掲げるいずれかの書類、個人番号カード又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち住所地市町村長が認める書類という意味になります。	
7	「法人等の事業所」において、個人番号カードの申請書を取りまとめての「一括交付請求」は、行うべきではない。理由は個人番号制度や個人番号カードに対する、労働者の賛否その他の思想信条が、使用者に筒抜けになってしまうことである。機械的に個々の労働者に申請書が配布され、機械的に提出を求められれば、申請しないことによる不利益ないし、申請しなければ行けないような圧力を助長する可能性がある。個人番号法上、個人番号カードの申請は、あくまで任意であり、労働者に対して、憲法、労働基準法、国家公務員法、地方公務員法を遵守して、思想信条の自由保障しなければならない。個人番号カードを取得しなくても、不利益が内容お願いしたい。	個人番号カードの交付申請は、本人の意思に基づいて行われるもので あり、それは勤務地等経由申請方式においても同様です。	なし
	【該当箇所】 第十二条の二 令第十三条第一項後段の主務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。 一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。)が該当法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることができること。		
	法人(事業者)が主体となり取りまとめる申請方式ではなく、また、二名以上の人数制限をなくして一名でも勤務地経由で申請できるようにすべきである。  【理由】 法人が従業員等の個人番号を取得する際の身元確認は、本人に相違ないことが明らかに判断できるとの理由により省略できるため、個人番号カードの申請又はその勧奨を積極的に行う必要性は特段想定できない。また、法人主体の申請方式とした場合、当該法人に係る事務負担が大幅に増えることも想定される。 さらに、個人の申請においても勤務地経由申請方式を利用できれば、より利便的で迅速な個人番号カードの交付に資すると考えられることから、一名であっても勤務地経由申請方式を選択できるようにしていただきたい。	勤務地等経由申請方式においては、事務の効率化の観点から、法人等において複数の交付申請書をとりまとめることができることを要件としております。	

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(仮称)案に対する意見募集

N	No	ご意見に対する考え方	命令等へ反 映の有無
	経由市町村を経由して交付申請書を提出することができる場合に関して		
	第12条の2として「居所経由申請方式」及び「勤務地経由申請方式」の要件に関して規定しています。この中で列記されている場合を参照すると、「勤務地経由申請方式」を法定している第1項の場合には、申請に関して市町村との間に、申請を取りまとめる企業等の法人を挟むことが想定されます。 現在、個人番号カードの交付申請費用については無料であることから、直接的な問題とはなりませんが、今後、交付申請費用が必要となった場合には法人が取りまとめる場合に申請費用負担が課題となる可能性がありますので、引き続き無料にすることをご検討をお願いします。	ご意見として承ります。	なし